



総務課からのお知らせ

村長交際費について

村長の4月から6月の交際費については、以下の通りです。

5月19日	東秩父村花卉研究会総会懇親会祝金	3,000円
5月21日	第62回寄居北條まつり祝金	5,000円
6月2日	版画フォーラム2023東秩父村長賞	10,000円
6月12日	埼玉県町村会 知事との意見交換会会費	10,000円

議長交際費について

議長の4月から6月の交際費については、以下の通りです。

5月19日	比企郡町村議会議長会意見交換会会費	10,000円
6月1日	版画フォーラム2023議長賞副賞	10,000円

全国瞬時警報システム（Jアラート）全国一斉情報伝達訓練の実施について

延期になっていた情報伝達訓練を下記のとおり行います。この試験は、全国瞬時警報システム（Jアラート）を用いた試験で東秩父村以外の地域でも情報伝達試験が行われます。

(1) 試験実施日時

8月23日（水）
午前11時00分頃

(2) 試験で行う放送内容

右の図の通り

※Jアラートとは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時に伝えるシステムです。

(3) その他

当日は、午前10時00分頃に防災タブレットから訓練のお知らせを自動起動により流しますので、災害とお間違いのないようご注意ください。

情報伝達手段	放送内容
防災情報音声告知システム (屋外スピーカー)	村内37か所に設置してある屋外スピーカーから、一斉に次のように放送されます。 【放送内容】 サイレン+「これは、Jアラートのテストです。」×3回



住民福祉課からのお知らせ

国民年金保険料免除等の申請について

保険料を納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不測の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。収入の減少や失業等により国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度（50歳未満）」があります。

・保険料免除制度

所得が少なく本人・世帯主・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合や失業した場合など、国民年金保険料を納めることが経済的に困難な場合に申請し、承認されると次のように保険料の納付が免除になります。

①全額免除 ②4分の3免除 ③半額免除 ④4分の1免除

※一部免除を承認された方は、一部納付保険料を納付する必要があります。納付書は承認通知書と合わせて日本年金機構から送られてきますので、期限内に納付してください。

・保険料納付猶予制度

20歳から50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得（1月から6月までに申請される場合は前々年所得）が一定額以下の場合に申請し、承認されると保険料の納付が猶予されます。

・保険料納付猶予制度

免除申請の承認期間は原則7月から翌年6月までです。

令和5年度の免除申請は7月1日から申請可能です。

また、申請時点の2年1か月前の月分まで遡って申請することができます。

問合せ 秩父年金事務所 ☎0494-27-6560
役場住民福祉課 福祉・年金担当 ☎82-1226